

平成 27 年 7 月 31 日

平成 27 年度国立研究開発法人国立循環器病研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センター「以下、(当センター)」は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度国立研究開発法人国立循環器病研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 当センターにおける平成 26 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 267 件、契約金額は 63.6 億円である。また、競争性のある契約は 177 件(66.3%)、48.2 億円(75.8%)、競争性のない契約は 88 件(33.7%)、15.4 億円(24.2%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに減少している。

表1 平成 26 年度の当センターの調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(63.8%) 189	(50.9%) 26.5	(61.1%) 165	(42.5%) 27.0	(▲14.5%) ▲24	(▲1.9%) ▲0.5
企画競争・公募	(2.4%) 7	(4.6%) 2.4	(5.2%) 14	(33.3%) 21.2	(50.0%) 7	(88.7%) 18.8
競争性のある契約(小計)	(66.2%) 196	(55.5%) 28.9	(66.3%) 179	(75.8%) 48.2	(▲9.5%) ▲17	(40.0%) 19.3
競争性のない随意契約	(33.8%) 100	(44.5%) 23.2	(33.7%) 88	(24.2%) 15.4	(▲13.6%) ▲12	(▲50.6%) ▲7.8
合計	(100%) 296	(100%) 52.1	(100%) 267	(100%) 63.6	(▲10.9%) ▲29	(18.1%) 11.5

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

- (2) 当センターにおける平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 37 件(20.9%)、契約金額は 20.8 億円(45.8%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっているが、主に複数年度契約や継続契約案件で、前年度に調達実績がなく1者応札となったものである。(ビルメンテナンス業務委託、健康診断契約等)

表2 平成 26 年度当センター 一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	161(83.0%)	140(79.1%)	▲21(▲13.0%)
	金額	21.3(74.2%)	24.6(54.2%)	3.3(15.5%)
1者以下	件数	33(17.0%)	37(20.9%)	4(12.1%)
	金額	7.4(25.8%)	20.8(45.8%)	13.4(181.0%)
合 計	件数	194(100%)	177(100%)	▲17(▲8.8%)
	金額	28.7(100%)	45.4(100%)	16.7(58.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、特殊要因によるものを除けば概ね改善傾向にあると言える。しかしながら、一者応札・応募の件数割合については増加していることから引き続き、その改善に努めることとする。

履行能力の確保と公平性・透明性を確保しつつ、平成 27 年度においては、新たに①～③の取組を実施することで、一者応札・応募件数を改善し、適正な調達を目指す。【当該取組の結果、競争契約に占める一者応札割合を平成 26 年度と比して低下させる。】

- ① 積極的な公募型企画競争の採用
- ② サウンディング実施要領に基づくマーケットサウンディングの実施
- ③ 仕様等策定委員会実施要領に基づく適正な運用

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された契約審査委員会(総括責任者は理事長)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、建物、機器において、崩壊、故障等の復旧、修理に伴うものなど、法人運営に支障をきたす緊急的な契約等及び審査会を開催するいとまがなく、全委員の過半数の意見を聴取することが困難な場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【契約審査委員会による点検件数: 少額随意契約を除く全ての案件】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当センターでは、これまで調達に関する内部監査チェックマニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

マニュアルの内容について逸脱が無いが、監査室によりチェックをし、マニュアルの改訂を随時行う。

平成26年12月当センターの元情報統括部長の起訴に至る一連の経緯をふまえ、二度とこのような不祥事が発生しないように、第三者委員会による原因説明をふまえ、組織対応するなかで明らかになった問題点への対応策を検討し、必要な措置を講じる。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事長
副総括責任者	財務経理部長
メンバー	財務経理課長、企画経営課長、調達企画室長、監査室長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当センターホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。